

第15回柏市農業委員会総会議事録

1 令和4年10月7日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長染谷 茂が招集した。

2 場所 中央公民館 会議室5A・5B・5C 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
5番	成嶋	君美	6番	飯野	文夫
7番	坂卷	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
11番	村越	等	12番	橋本	英介
13番	谷田	和代	14番	平川	徹
15番	染谷	茂	16番	山崎	明久

16名中16名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	25番	濱嶋	静
27番	林	敏夫	28番	飯田	利明
29番	石井	一美	30番	砂川	晴彦
31番	坂卷	儀治			

15名中13名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

24番 関根 勝敏 26番 富澤 英三

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 寺嶋 浩
次長 杉浦 清

副主幹 原 田 圭 介
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）
- 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 競（公）売買受適格証明書の交付について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，石井マサ子委員，よろしく願いいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第3調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、山崎委員長，よろしく願いいたします。

山崎委員長 農地第3調査会は、去る10月3日，4日，令和4年度第7回農地調査会を実施いたしました。

今回の調査事案である農地法第3条1件，第5条10件，主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和4年6月に開催された第11回総会の議案第1号から2号の8件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、柏市布施に在住の譲受人が、農業経営を拡大するため、また、宿連寺在住の譲渡人は、高齢により農業経営を縮小するため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、新利根の畑●筆●, ●●●●㎡で, ●●●●, ●●, ●●●●●●を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

譲受人側の従事者●人の内訳を教えてください。

事務局 事務局からお答えします。

従事者の●人は、●●●と●●●になられる●●, それから●●●になられる●●の●名です。

酒巻委員 譲受人の●じゃなくて●●●なんですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から2番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 1番から2番について、ご報告します。

調査会資料は、5ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定を伴う車両通路用地への転用許可申請です。

申請地は、松ヶ崎の田●筆、●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、野田市内で中古自動車販売業を営む法人で、既存の柏営業所が手狭であることから、隣接する申請地へ新たに車載車用の通路を整備し、敷地内を一方通行とすることで、安全かつ効率的な運用を図る計画に至ったものです。

計画内容は、既存施設の南西側周縁部に拡張する形で、車載車用の通路を新設します。場内は再生砕石を敷設の上、アスファルト舗装を施し、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は新設集水ますから新たに埋設する排水管を經由し、市道U字溝へ放流します。

通路部分の外縁には縁石を設け、土砂等の流出を防止します。

工事中は外周に防護ネットを巡らすほか、交通誘導員を配置して安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から2番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番から2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番から6番については一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 3番から6番について、ご報告します。

調査会資料は、9ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申

請です。

申請地は、大井の畑●筆，●，●●●●m²です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請人は、現在市内で建設業を営む法人で、事業拡大により鷺野谷にある既存施設が手狭になったため、本社に近い申請地へ新たに車両並びに資材置場を整備する計画に至ったものです。

計画内容は、申請地のほか山林部分を含めた敷地内に保管する資材として、砂、砂利、コンクリートブロック、鉄パイプ、車両は2tトラックを予定しており、場内は砂利敷き、出入口はコンクリート敷きとし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とし、周囲には新たに鉄パイプ・トラロープ・メッシュを設けるほか、隣接南西農地への境界には加えて築堤を施工し、土砂等の流出を防止します。

工事期間中は誘導員を配置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番から6番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

坂巻洋行委員 坂巻です。

1点確認させていただきますが、申請地と水路の境界は法面の上ですよね。

山崎委員長 そうですね，図面を見ると水路との境界は法面の上ですね。

坂巻洋行委員 法面の幅はどれくらいありましたっけ。

山崎委員長 詳しく確認はしていませんが，幅は1 mぐらいはあると思いますし，高低差も約1 m以上あると思います。

坂巻洋行委員 実は隣接所有者から，現地立会いの時に，耕作地への出入りができなくなってしまうと困るので，何とかしてもらいたいと申し入れたそうです。

山崎委員長 そのことについてですが，資料の1 2ページの配置図を見ていただくと申請地と法面部分の間に隙間が空いているのがわかるかと思いますが，この部分に隣接農地に出入りができるよう通路スペースを設けるそうです。敷地中央を通らせるわけにもいかないのです，ここを使ってもらう話になっているそうです。

坂巻洋行委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，3番から6番を承認いたします。

次の審議に入ります。

7番について，調査結果の報告を山崎委員長，お願いいたします。

山崎委員長 7番について，ご報告します。

調査会資料は，1 3ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、合計●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、現在東京都江戸川区内で建設業を営む個人事業主で、事業拡大に伴い、藤ヶ谷の事務所に近い新たに申請地へ資材置場を整備する計画に至ったものです。

保管する資材はブロック、型枠板、鉄パイプ、砂、砂利、クランプ、足場板で、車両は2tトラック、軽トラック、作業車を予定しており、場内は砂利敷き、出入口はコンクリート敷きをし、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には北東側の既設のブロックを生かしつつ新たにブロック及びフェンスを設け、土砂等の流出を防止するほか、出入口部分には蛇腹門を設け、防犯に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、7番を承認いたします。

次の審議に入ります。

8番から10番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長、お願いいたします。

山崎委員長 8番から10番について、ご報告します。

調査会資料は、17ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う車両置場及び資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、酒井根の田●筆、合計●,●●●●m²です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、松戸市で足場工事業を営んでおり、事業拡大に伴い既存施設が手狭となったため、既存施設より広く営業所から近い申請地へ新たに資材置場及び車両置場を整備するに至ったものです。

計画内容は、保管する資材として足場資材、作業用テント、照明、車両は3t～4tトラック、7tトラック、事業車、フォークリフトを予定しており、敷地内は砂利敷き、出入口部分はコンクリート敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、敷地全体を鋼板で囲い、出入口部分は折り畳み式フェンスを設置し、ほこりや土砂等の飛散等を防ぎます。

なお、工事中はカラーコーンを立て、警備員を常駐させます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番から10番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

現況は雑種地ということですが、現地はどんな状態でしたか。

山崎委員長 現地は大分草が伸びている状態で、土地自体は道路の接道面より高くなっています。

成嶋委員 何か土地利用していたという可能性はないですか。

山崎委員長 はい。現状のままでの土地利用は難しいと思います。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、8番から10番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 4 号「生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

議案説明を都市計画課に求めます。

都市計画課お願いします。

都市計画課 柏市都市計画課の樋口と申します。

それでは、ご説明させていただきます。

議案第 4 号、別紙の 1 ページをご覧ください。

生産緑地地区の追加決定を予定する土地は、No. 1 の豊四季で●筆、No. 2 の花野井で●筆、No. 3 の松ヶ崎で●筆、No. 4 の豊四季で●筆、No. 5 の新富町で●筆、No. 6 の塚崎で●筆、No. 7 の南増尾で●筆の合計 7 地区の●●名が所有する農地で、面積は合わせて●, ●●●, ●●㎡, 約●. ●ha となります。

2 ページ目をご覧ください。

本市の生産緑地地区の指定については、昨年度までは生産緑地法、柏市生産緑地地区の区域の規模に関する条例及び生産緑地地区指定基準を指定要件として生産緑地地区の指定を行ってきました。

平成 27 年 4 月制定の都市農業振興基本法に基づきまして策定された都市農業振興基本計画において、生産緑地が宅地化すべき農地からあるべき農地と位置づけが転換されたこと、農業従事者の高齢化と後

継者不足等からの買取り申出による解除が増えていること、また、令和4年11月24日以降、決定から30年経過した生産緑地の一部、約11haの買取り申出による解除が見込まれていること、以上の3点から、農地の減少を抑える観点から、柏市生産緑地地区指定基準の見直しを行いました。

指定基準の見直しを行った結果、今年度より生産緑地地区指定基準を廃止し、指定要件を法及び条例に合致するものについて指定を行います。

3 ページ目をご覧ください。

No. 1の豊四季地区でございます。

当該地は南柏駅より南東に約●. ● kmの位置でございます。

4 ページ目をご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●●. ●● m²になります。

当該地は既存の生産緑地が土地収用法により道路拡幅を行うために廃止され、それに伴う代替地として提供を受けた土地になります。そのため既存の生産緑地と地続きになっております。

5 ページ目をご覧ください。

No. 2の花野井地区でございます。

当該地は柏の葉キャンパス駅より東に約● kmの位置でございます。

6 ページ目をご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●, ●●● m²になります。

7 ページ目をご覧ください。

No. 3の松ヶ崎地区になります。

当該地は柏駅より北に約● kmの位置でございます。

8 ページ目をご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●, ●●● m²になります。

9 ページ目をご覧ください。

No. 4の豊四季地区になります。

当該地は豊四季駅より南西に約●. ● kmの位置でございます。

10 ページ目をご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●，●●●．●● m²になります。

1 1 ページをご覧ください。

N o . 5 の新富町地区になります。

当該地は南柏駅より北に約● k m の位置にあります。

1 2 ページをご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●，●●● m²になります。

1 3 ページをご覧ください。

N o . 6 の塚崎地区になります。

当該地は増尾駅より東に約● k m の位置にあります。

1 4 ページをご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●●● m²になります。

1 5 ページをご覧ください。

N o . 7 の南増尾地区になります。

当該地は逆井駅より南西に約●．● k m の位置にあります。

1 6 ページをご覧ください。

航空写真になります。

指定面積は●●● m²になります。

1 7 ページをご覧ください。

このたび追加決定をするに当たり、令和●年●月から●月までの期間に土地所有者から生産緑地地区の追加決定の希望申出を受け付けました。

その後、申出のあった●●地区について、令和●年●月に農業委員会事務局とともに現地調査を行い、今回諮問する7地区が農地としておおむね良好との意見を得ました。

このことから、都市計画課としましては生産緑地の決定が妥当であると判断し、今回諮問する7地区について都市計画変更の手続を進めたいと考えております。

今後の予定になりますが、令和●年●月の柏市都市計画審議会を経て、同年●月に都市計画決定の告示をするという予定でいきたいと考えてございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田です。生産緑地にしたいと思った場合は随時受付けてくれるんですか。

議長 都市計画課お願いします。

都市計画課 生産緑地の新規指定に関しましては、毎年1月から5月頃に申請を受付けて、要件に該当するものについて指定を行いたいというふうに考えております。

議長 よろしいですか。

岡田委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、都市計画課の方は退席

されて結構です。ご苦労さまでした。

(都市計画課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第5号その1につきましては、●●●●委員に農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し除斥を求めます。

(●●●●委員が退席)

議長 それでは、議案第5号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、大井に在住の農業者が大井の畑●筆、合計面積●, ●●● m²に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

坂巻儀治委員の除斥を解除いたします。

(●●●●委員が着席)

議長 それでは、議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第2番は、若白毛に在住の農業者が大井新田の田●筆、合計面積●●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第3番は、新富町に在住の農業者が大青田の畑●筆、面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第4番から第5番は、花野井に在住の農業者が船戸山高野の畑●筆、弁天下の畑●筆、合計面積●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第6番から第7番は、布施に在住の農業者が弁天下の田●筆、合計面積●●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設

定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第5号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第5号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番から2番について、調査結果の報告を事務局に求めます。
事務局。

事務局 事務局で●月●●日の●曜日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は、柏市高田在住の農家の方で、農業経営の実態は●人で従事されています。耕作面積は約●●aです。

申請地が高田の畑●筆で、面積が●, ●●●m², 約●●aです。

なお、申請人は当該申請地において●●●●, ●●●, ●●●●●を栽培しており、今後、夏場等には●●, ●●●, ●●●●, ●●●●●, ●●●●●を作付する予定とのことです。

また申請人は、柏で●●●●等を出荷しており、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

議長 調査結果の報告がございました。

1番から2番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

対象面積が●●分の●というのはどういう意味なんでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 こちらは元々申請人の●●●さん, ●●●さん●●●と、今回の被相続人である●●●●さんの●名で所有されていた土地ですが、その持ち分として、●●●●さんの持ち分が●●分の●ございまして、それを●●●さんと●●●●●さんにそれぞれ持分●●分の●ずつ相続しますよという意味でございます。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

この相続人は●●●ですか。

山崎委員長 はい、●●●です。

村越委員 資料には●●，●●と書かれていますが，被相続人とはどのような関係ですか。

山崎委員長 ●●●さんが●●の●さんで，ご主人は●●●●により被相続人の●として記載されています。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，1番から2番を承認いたします。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

以上で，本日の議案審議は終了いたしました。

次に，報告事項がございますので，一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

1 1月1日火曜日，2日水曜日が調査会で，1日は午前9時から，2日は午後1時からで，別館第5会議室でございます。

担当は，農地第4調査会です。

1 1月10日木曜日が総会で，午後2時から，沼南庁舎5階大会議室でございます。

これをもちまして，第15回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時05分閉会)